

第三者評価結果

事業所名：明日葉保育園武蔵新城園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 園の全体的な計画は、法人設立の理念、保育方針、保育目標にもとづき、明日葉保育園の特徴、保育姿勢などを5つの柱としています。そして、乳児の3つの視点、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10項目を明記して、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえて作成しています。保育の年間目標は、養護と教育、食育について項目を設けて年齢別に記載し、さらに健康支援、保護者、地域への支援、小学校との連携なども考慮しています。全体的な計画に沿った各指導計画や行事は定期的に評価、反省を行っています。年1回の全体的な計画の見直しは、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態などについて職員が気づいた点を挙げ、園長、主任で把握して、次年度の計画としています。全体的な計画は、より当園の特色、地域に合った保育ができるように職員の気づきを参考にして作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 木目調の園舎内は掃除が行き届き、子どもたちが心地よく過ごせるように清潔な環境に保たれています。各保育室は採光が良く、エアコンを使用して、適切な温湿度管理をしています。園舎、園内はマニュアルに沿って掃除や消毒が行われており、布団は定期的にクリーニングをし、空気清浄機を置き、おもちゃは職員が消毒を徹底して行っています。保育室には、ソファを置いて子どもがくつろげるスペースを設け、ごっこ遊びや、制作など成長や興味に沿った活動が主体的にできるようになっています。0、1歳児の午睡を同じ部屋にして1部屋を空け、起床の早い子の過ごすスペースを作り、遊びと睡眠の空間を分けています。トイレは、清潔な環境が保たれています。暑い時や、外遊びで汚れた時、肌の清潔を保つために温水シャワーも整備し、適宜使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 子どもの心身の成長や、課題については発達経過記録、個人指導計画で把握しています。自分で上手に気持ちが伝えられない子どもの気持ちを代弁し、子どもの気持ちを汲み取るような言葉かけをしています。職員は、子どもの安心感や職員との信頼関係につながるように肯定的な言葉で受け止め、子どもの気持ちに寄り添い、穏やかな口調で対応しています。また、年齢に応じて理解できる言葉で子どもと接しています。注意を伝える必要がある場合は、子どもにわかりやすく短く端的に伝えるなど、一人ひとりと向き合い個々に合わせた声かけや援助をしています。半面、必要以上に声かけをしてしまっていると感じる時があります。子どもの人権を傷つけたり、個性を否定するような言葉遣いをしないことは、明日葉保育ガイドラインに記載され、職員に周知しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 法人の保育目標に、「自分で考えて正しい事を選び取れる子ども」とあり、子どもの主体性を大切にしたものになっています。着替え、片付けなどの基本的習慣については、子どもがどのようにしたら自分でやってみようという気持ちになるかを考え、時間に余裕をもった保育をしています。苦手な事ができた時は、褒める言葉かけをするだけでなく、必要に応じて職員が手本を見せています。子どもにわかりやすく説明をする手立ての一つとして、絵本を使い行動の見える化を取り入れるなどして、子どもが主体的に「してみよう」という気持ちになるように見守っています。日々の活動は、子どもの生活リズムが整うように、メリハリを持たせた保育を実施しています。手洗いの方法などはクラスやトイレにイラストを使った掲示をし、職員が年齢に応じて歌と合わせたり、声をかけながら一緒に行うなどして、手洗いの大切さを伝えています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育室には各年齢に見合った職員の手作りおもちゃなどが用意され、子どもが年齢や発達に応じて興味・関心を持ち、主体的に遊べるようにしています。保育士は子どもが遊ぶ様子を見守り、言葉をかけ、子どもが安心して遊べるように配慮しています。室内にコーナーを設けてごっこ遊びをしたり、ルールのある遊びを楽しむなど子どもたちが好みの遊びを選択できるように環境を整えています。園内は雨の日でも廊下で雑巾がけ大会など体を動かす十分なスペースがありますが、室内を使う時はマットを敷いて音が近隣に漏れないよう配慮しています。週1回たて割り保育があり、異年齢の交流の中でお互いを思いやる気持ち、遊びのルールなどを学んでいます。散歩では自然に触れたり、5歳児は遠足のおやつを近隣の商店街に買いに行くなど社会的な体験をする機会があります。4、5歳児の部屋には廃材があり子どもが自由に創作活動をしています。また、途中の作品は後日に続きができるように一定期間棚に保管しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

家庭との連携が大切な0歳児については、送迎時の保護者との会話などから子どもの家庭での状況を把握するほか、情報を共有しやすいように面談やICTシステムを用いて、保護者との連携を工夫しています。子どもの月齢や成長、発達の差による生理的リズムなどにも配慮した保育を行うとともに、成長に合わせた環境設定などにも配慮し、子どもの心身の発達が促されるように努めています。0歳児には2名の職員を固定して、入園当初、生活面ではできるだけ同じ保育士が子どもと関わるように努め、子どもとの愛着、信頼関係を作っています。また、スキンシップを大切にしたり、排泄後に「気持ち良くなったね」などと言葉をかける関わりも大切にしています。また、子どもの喜怒哀楽に対しての気持ちを受け止めています。0歳児クラスでは、子どもの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成し、子どもの心身の発育に関する情報を担任間で共有して、保育を実施しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1、2歳児の保育では、まだ自分の気持ちをうまく伝えられない発達の過程ですが、自己を主張しようとする様子は、子どもの機嫌や体の動き、視線などから汲み取っています。戸外活動では子どもの理解度に合わせて自由に遊ばせ、おもちゃなどは子どもが望むものを選択できるように近くに置くなどして、子どもが主体的に選択しやすいように工夫しています。保育士と一緒に遊んだり、ごっこ遊びをする中で、友だちとかかわる機会になるようにしています。子どもの気持ちは肯定的に受け止め、子どもにはその子どもが理解できる言葉で伝えるようにしています。子ども同士のケンカはできるだけ起きないように、職員配置やおもちゃの数、その時の子どもたちの状況などを振り返り、次のケンカを未然に防げるように努めています。コロナ禍で活動制限が多い中、散歩の時に近隣の方と挨拶を交わしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳になると友だちと一緒に遊べる楽しさを理解し始めるため、保育士も子どもと一緒に遊び、お友だちにも関心を持つように伝えています。4歳児になると、自分ができる事に喜びを感じ、身の回りの事が一人で出来るようになり、遊びの中でルールがあること、自分とは違う友だちの気持ちがある事を知る機会が多くあります。職員は「どう思うかな？」など子ども自身が考えるように言葉かけをしています。5歳児はルールを理解し、友だちと協力しながら一緒に何かを成し遂げる喜びを感じる時期になるため、自分の力を十分発揮して達成感を味わい、自信へ繋げています。また、たて割り保育により、年下の子どもへの優しさ等も自然に身に付いています。発表会は保護者に自分たちの成果を見てもらう機会です。例年は高齢者施設に訪問して歌を歌うなどの活動の取組をしています。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園では、統合保育を実施しています。園内は段差のないバリアフリー構造になっています。職員は専門的な障害に関する研修参加を通じて子どもとの関りを学んでいます。障害のある子どもの受け入れにあたっては、子どもの特性に合わせて個別指導計画が作成されています。保護者と連携を密に取り、その子どもの関係する専門機関での取組を参考にして、子どもの保育に取り入れるなどして、子どもが園生活を快適に過ごせるように支援に努めています。園全体で子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応ができるように心がけ、子どもと保護者に専門機関を紹介するなど適切な情報を伝えるための体制があります。子どもの状況については職員会議などで情報共有し、対応方法を話し合っています。子どもたちが、障害を持つ子どもに対して、それぞれが持つ個性として受け止め成長できるように支援をしています。園では、さらに統合保育について知識を深めたいと考えています。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

<コメント>
長時間園で過ごす子どもが落ち着いてゆったり過ごせるように、保育室内にはソファを置くなど、子どもが体を休めたり、一人で落ち着けるスペースを設けています。日々の活動は、ゆったりとした静の時間と、活動的な動の時間を計画的に取り入れて、子どもがメリハリをつけた充実した時間を過ごせるように配慮しています。特に乳児は子どもの状態や登園時間に合わせたリズムを作っています。延長保育の時間には、職員との1対1の関わり、スキンシップを楽しめるようにして、子どもが長い時間を園で過ごす中でストレスの軽減になるように配慮しています。職員同士は、ボードを使い子どもの状況を把握し、保護者への伝達事項を確実に伝えるように努めています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	---

<コメント>
全体的な計画及び5歳児クラスの年間指導計画に「小学校との連携」を掲げています。子どもが就学する小学校には、在園中の子どもの心身の成長をもとに保育所児童保育要録を担任が作成して提出しています。また、就学先からの電話での問い合わせに対応したり、園側でも小学校に伝えたいこと、配慮してほしい事、保護者の言葉等を就学先に届けています。コロナ禍のため、他園との交流などが難しかったなかでも、小学校からどんどん焼きへ誘ってもらい5歳児が参加しています。また、クラスでは上履きを履くなど就学に向けての具体的な取組があります。職員は幼保小接続期の研修会に参加するなどして、園児が就学時に必要な事を学んでいます。5歳児は、就学に向けて午睡時間を減らし、小学生の生活リズムに慣れるように配慮しています。昨年度は、オンラインで、保護者に就学に向けての座談会を開催するなど、保護者にも就学の見通しができるように配慮しました。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
---------------------------------------	---

<コメント>
子どもの健康に関するマニュアルがあります。園生活のしおりには、健康管理年間計画が記載され、園で実施する健康診断の時期や、家庭でも意識してほしい事について情報を伝えています。入園面接では入園までの予防接種や既往症等の健康状態を確認しています。毎月保健便りを発行し、園医からのアドバイスを伝えたり、子どもの健康などについて保護者にも知らせています。特に事故内容は「アクシデントレポート」で全職員に伝え、再発防止に努めています。1日の様子、体調は送迎時やICTシステムで保護者に伝えて連携を図っています。身体測定を毎月行い、年3回の内科健診、年1回の歯科健診により健康状態の確認をしています。乳幼児突然死症候群についてはセンサーを使用して年齢に応じた時間ごとに呼吸確認を行い、記録をしています。SIDSについては、保護者に更なる情報提供が必要と感じています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>
健康診断の結果は、当日書面で保護者に伝えています。健康診断の際には、子どもの健康状態などで気になる事について担任が園医に質問をしています。健康診断の結果、気になることがあれば、看護師か職員が保護者に伝え、必要に応じて個別の対応をして子どもの園生活が過ごしやすいものになるように努めています。保健日よりでは健康、感染症に関する家庭でも活用できる内容を提供し、保護者にも健康について意識を持ってもらえるようにしています。園では、子ども自身も自分の健康に意識をもてるよう、紙芝居などを用いて体や健康に関する情報を伝えています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
---	---

<コメント>
アレルギーがある子どもへの対応では、子どもの入園時に担任、看護師、栄養士と面談をして、子どものかかりつけ医から「生活管理指導票」の提出をお願いしています。食物アレルギーがある子どもには除去食を提供しますが、できるだけ皆が同じものを食べられるようにアレルゲンを抜いたメニューにするなどの配慮をしています。食物アレルギーに関しては「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、職員に周知しています。除去食の提供にあたっては献立を保護者に見てもらい、変更内容等の確認を行います。職員は研修などに参加し、アレルギーに関する最新の知識と技術を習得し、対応できるようにしています。アレルギー対応食を提供する際には専用トレイ、専用食器を使い、他児と区別できるようにしています。さらに子どもの席をほかの子どもから離し、職員がそばについて誤配食のないように努めています。園は、職員のアレルギーの知識をさらに深めたいと考えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 法人のホームページに、食育に関して「食を通じて重ねる体験を、健やかな体づくりにつなげていきたい。幼少期の食体験は、食形成や体づくりに大きな影響を与え、よりよく生きるための基本になると考えます。」と明記し、伝える、感じる、身に付ける食育の取組をしています。現在、感染防止の為に、食事の時は横並びで、パーテーションを用いて安全に喫食ができる環境になっています。完食は強制していませんが、できるだけ色々な食材を経験し、自分の喫食量を知り、好き嫌いも含めて適切な食事をとることができるように工夫しています。また、年齢に見合った食具を上手に使ったり、苦手なものを食べた時には褒めるなどして、食べようという意欲が湧くように支援しています。食材や食を身近に感じられるように、年齢に応じた栽培やクッキングなどの食育計画があり、子どもたちの食への関心を高めています。保護者の家庭での食の悩みを聞き取り、園での取組や関り方を専門的に伝えています。	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 園の給食は、国産肉を使用し、安全・安心な自社ブランド米を使用し、納品時の温度管理と品質管理の徹底に努めています。年齢に応じた離乳食メニュー、アレルギー献立は2週間サイクルで、残食量は栄養士が確認し、担任からも子どもたちの好き嫌いを聞き、喫食状況を把握しています。残食が多い場合は、切り方や具材の合わせ方を変えるなどして献立の参考にしています。誕生日のメニューやひな祭りなど、季節や行事にちなんだ行事食を提供し、見た目も楽しめる食事を提供しています。また、郷土食なども取り入れ、子どもたちに色々な食材や味を経験できるように取り組んでいます。栄養士は、現在保育室の巡回はしていませんが、日常的に子どもの声を聞くようにし、子どもの興味の手を見て食育活動に生かせるように努めています。衛生管理マニュアルがあります。衛生管理はHACCPを基準にし、調理に関わる職員は自己評価をして衛生管理に努めています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 保育園向け連絡ICTアプリケーションを昨年導入し、連絡帳もペーパーレスで実施しています。0~2歳の乳児は一人ひとりの連絡帳として、3~5歳の幼児は写真付き保育ドキュメンテーションして活動内容を配信しています。また、0、1歳クラスは遊びの様子を動画配信して好評を得ています。保護者はちょっとした空き時間でもチェック出来るので、以前より情報が密になったと好評です。クラス懇談会や面談を行い、保育内容を伝える機会を設け、保護者からの情報を得たり、意見を聞く機会としています。面談内容や意見を記録し、職員間で共有しています。運動会や生活発表会を通して子どもたちの成長を共有できています。毎月の「園だより」や「クラスだより」でも子どもたちの様子を伝えたり、エピソードを紹介しています。	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者とは、日頃からコミュニケーションを良く取るように努めています。日々の送迎時にコミュニケーションを図り、信頼関係を築けるような関わりを意識して行っています。特に降園時はその日の様子を伝えるようにしています。期間を設けての個人面談は年1回ですが、いつでも面談できることを保護者に伝えていきます。保護者からの相談、報告等に対しては丁寧に傾聴し、信頼関係を築くよう取り組んでいます。面談は相談室を使用し、個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取り組んでいます。個人面談は、事前に予定を決めて実施し、内容により、園長・主任が相談を受けた職員に助言したり、保護者との面談に同席して対応するなどしています。配慮や療育の必要な子どもがいる保護者とは定期的に面談を実施し、意思疎通を図っています。面談後は記録を残し、園長・主任が確認しています。	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。虐待や権利侵害についてのマニュアルがあります。登園時に、子どもや保護者の様子を観察したり、着替え時に身体状況をさりげなく確認し、家庭での養育の状況把握に努めています。子どもの体に痣・傷がある時は必ず写真を撮り記録しています。虐待の疑いや、虐待が明白になった場合には、区役所の担当部署と連携をとる体制になっています。児童相談所から要請を受ける事例もあり、連携を密に取っています。職員は虐待防止に向け法人の研修を受講しています。さらに園でもマニュアルに基づく研修を実施して、専門知識・技能を深め、確認し合う等、職員への指導・育成の必要があると園長は認識し、今後の課題としています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は「年間指導計画」にもとづき「月間指導計画」「週案」を策定し、月末・週末に振り返り、見直しをしています。子どもの心や意欲、つぶやき、取り組む姿勢などを丁寧に拾って記載しています。クラス会議の中で職員間で話し合い、振り返り、自己評価を行い、配慮事項、子どもの姿、今後に向けての援助などを見直し、次月の保育計画を立てて取り組んでいます。また、職員は年度初めに園長と話し合い自身の「チャレンジ目標」を作成し、中間と2月に自己評価をして面談し、自身の保育スキルの改善や専門性の向上に取り組んでいます。職員の自己評価や話し合いから、園としての課題を抽出しています。</p>	